平成２８年（フ）第７１７号
福岡市東区香椎駅東３丁目５番26号、前住所福岡市東区和白１丁目３番26―201号
債務者　二井　洋子（旧姓川渕）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７３３号
福岡市東区青葉７丁目10番６―201号、前住所福岡県古賀市天神１丁目２番20号
債務者　吉川　菜摘（旧姓丸島）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６３号
福岡市南区柏原４丁目20番25―303号
債務者　畑　　隆彦
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８２３号
福岡市早良区室見４丁目23番３―201号
債務者　幸田　光男
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８４４号
福岡市博多区那珂１丁目36番３―202号、前住所大阪府吹田市江坂町３丁目３番10―401号
債務者　井上あゆみ
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８８７号
福岡県太宰府市向佐野１丁目１番20―506号
債務者　下条　優美
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８８８号
福岡県筑紫野市湯町１丁目３番16号
債務者　矢野　修二
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９０５号
福岡市博多区千代２丁目４番27―505号
債務者　工藤　誉文
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９１５号
福岡市南区花畑３丁目44番７―104号
債務者　田中　真弓
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９２３号
福岡県春日市白水ヶ丘１丁目８番地　ＪＧＭヴェルデ春日参番館204号
債務者　佐藤佳代子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８５号
鹿児島県鹿児島市上之園町３番地８
債務者　西元　秀己
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町11番12号
債務者　板井　新吾
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
沖縄県南城市大里字稲嶺2127番地286　Ｈ―14
債務者　渡嘉敷真也
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５５２号
大阪府豊中市螢池東町４丁目13番28号
債務者　藤村知恵子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７０３号
大阪府高槻市京口町11番34号メゾン・ルミネ103号
債務者　伊藤　和也
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４９７号
大阪府東大阪市旭町２番５号エス・ティビル旭町503号
債務者　仲程　千夏
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０６号
釧路市大楽毛南２丁目１番55号　桑興ハイツＤ103号、前住所釧路市大楽毛南３丁目４番14号
債務者　工藤修太郎
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所